点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		を図るため、電気	電気その他のエネ 気の需要の平準化 上を推進する政策 D導入)	に資する措置及び	が建築 ログタ	経済産業省	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	口その	他
		エネルギーの使用の合理化に関する法律					
規制の区分		■新設等		□緩和		□廃	壓止
	点検項目		======================================	平価の実施状況			課題
規制の目的、内容 及び必要性		■説明あり	□説明なし				
費用の分析	遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	1
	行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
便益の分析		□金銭価値化	□定量化	■定性的	記述	□分析なし	
費用と便益の 関係の分析		□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析 ■	■定性的な分析	□分析なし	2
代替案	代替案の設定	■設定あり	□想定される代替案なし □設定なし				
	代替案との 比較	■費用・便益でよ	比較 □費用で比較 □便益で比較 □比較なし				3
レビューを行う 時期又は条件		■設定あり	□設定なし				
T	田田本の部田日						

【課題の説明】

尊守費用

遵守費用について、「電気の需要の平準化に資する措置は・・・経済合理性に反する対策を強いるものではないため、規制対象となる者は、・・・回収可能な設備投資を行うこととなり、追加での負担は特段発生しない」とする根拠について評価書における説明が不十分である(本項目については、経済産業省から別紙のとおり補足説明がなされた。)。

② 費用と便益の関係の分析

費用と便益の関係の分析について、「改正案及び代替案ともに追加的な費用は特段発生しない」と記載されているが、本件規制の遵守費用が発生しない根拠について評価書における説明が不十分であるため、この点を踏まえて本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある(本項目については、経済産業省から別紙のとおり補足説明がなされた。)。

③ 代替案との比較

費用と便益の関係について、「改正案及び代替案ともに追加的な費用は特段発生しない」と記載されているが、本件規制の遵守費用が発生しない根拠について評価書における説明が不十分であるため、この点を踏まえて適切に説明した上で、本件規制と代替案との比較考量を行う必要がある。

また、代替案の行政費用について、「ガイドラインの策定に加え、…作成したガイドラインの周知等による追加的負担が発生する」と記載しているが、ガイドラインの作成は通常の行政事務の範囲内にとどまると考えられるため、評価書における説明に疑問がある(本項目については、経済産業省から別紙のとおり補足説明がなされた。)。

【点検結果表の別紙】

≪規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報≫

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、当該措置対象となる事業者(①工場等、②輸送、③建築物、 ④機械器具等)の数が分かれば、御教示下さい。

○ 経済産業省の説明

①は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号、以下「省エネ法」という。)第7条第1項で指定される特定事業者(原油換算エネルギー使用量が年間1500k1以上の者)の要件に合致する者である(平成22年度においては12,282事業者)。

②は、省エネ法第54条第1項で指定される特定輸送事業者及び同法第61条第1項で指定される特定 荷主の要件に合致する者である(平成23年度においては、特定輸送事業者は599事業者、特定荷主は861 事業者)。

③、④は、事業者を指定するという行為がないため、数が特定されない。

≪経済産業省の補足説明≫

① 遵守費用

本規制は、事業者等が電力ピーク対策を行うことにより、省エネ法上悪評価とならないように既存の評価方法を見直すものであり、かつ、従来から実施されてきた省エネ対策は、その大部分が電力ピーク対策にも資するものであることから、事業者等に対して経済合理性を超えた負担を求めるものではないと考えている。

- ② 費用と便益の関係の分析
 - ① に同じ。
- ③ 代替案との比較

本件規制の遵守費用については①に同じ。

代替案の行政費用については、規制法を根拠としないガイドラインを一から起草することや、ガイドラインの内容を認識していない事業者に対し、法的拘束力なしにこれを遵守させるための普及啓発等に係る費用は、本件規制に伴う行政費用より大きいものと考えられる。